別紙 4

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)

改 案 TE.

(領収証等の交付)

第五条の二 (略)

は、前項に規定する領収証を交付するに 当たつては、正当な理由がない限り、当 該費用の計算の基礎となった項目ごとに 記載した明細書を無償で交付しなければ ならない。

(診療の具体的方針)

- 的方針は、前十二条の規定によるほか、 次に掲げるところによるものとする。
 - 一 (略)
 - 二 投薬

イ~ハ (略)

ニ 投薬を行うに当たつては、後発医 薬品の使用を考慮するとともに、患 者に後発医薬品を選択する機会を提 供すること等患者が後発医薬品を選 択しやすくするための対応に努めな ければならない。

ホ~ト (略)

三~七 (略)

現

行

(領収証等の交付)

第五条の二 (略)

2 厚生労働大臣の定める保険医療機関 2 厚生労働大臣の定める保険医療機関 は、前項の場合において患者から求めら れたときは、当該費用の計算の基礎とな つた項目ごとに記載した明細書を交付し なければならない。

(診療の具体的方針)

- 第二十条 医師である保険医の診療の具体 第二十条 医師である保険医の診療の具体 的方針は、前十二条の規定によるほか、 次に掲げるところによるものとする。
 - (略)
 - 二 投薬

イ~ハ (略)

ニー投薬を行うに当たつては、後発医 薬品の使用を考慮するよう努めなけ ればならない。

ホ~ト (略) 三~七 (略)

(歯科診療の具体的方針)

- |第二十一条 歯科医師である保険医の診療||第二十一条 歯科医師である保険医の診療 の具体的方針は、第十二条から第十九条 の三までの規定によるほか、次に掲げる ところによるものとする。
 - 一 (略)
 - 二 投薬

イ~ハ (略)

ニ 投薬を行うに当たつては、後発医 薬品の使用を考慮するとともに、患 者に後発医薬品を選択する機会を提 供すること等患者が後発医薬品を選 択しやすくするための対応に努めな ければならない。

ホ・ヘ (略)

三~九 (略)

(処方せんの交付)

- る場合には、様式第二号又はこれに準ず る様式の処方せんに必要な事項を記載し なければならない。
- 2 (略)
 - ※ 様式第二号を別添のとおり改正。

(歯科診療の具体的方針)

- の具体的方針は、第十二条から第十九条 の三までの規定によるほか、次に掲げる ところによるものとする。
 - (略)
 - 二 投薬

イ~ハ (略)

ニ 投薬を行うに当たつては、後発医 薬品の使用を考慮するよう努めなけ ればならない。

ホ・ヘ (略) 三~九 (略)

(処方せんの交付)

- 第二十三条 保険医は、処方せんを交付す 第二十三条 保険医は、処方せんを交付す る場合には、様式第二号又はこれに準ず る様式の処方せんに必要な事項を記載し なければならない。
 - 2 (略)

		久	<u>L</u>	方	せ	λ				
			(この	処方せんは、	どの保険薬局でも有効	です。)				
公費負担者番号	 			 	保険者番号		 		1	
公費負担医療 の受給者番号			- 		被保険者証・被保険者手帳の記号・番号		•	, ,		
氏 名					保険医療機関の所在地及び名称					
生年月日	明 大昭 平	年月	月日	男・女	電話番号 保険医氏名				Ĥ	i)
区分	被保障	食者	被打	失養者 「		数表 医療 ^材 5 号 コー				
交付年月日	平成	年	月	Ħ	処 方 せ ん の 使 用 期 間	平成年	月日	を除き、 めて4 F	載のある場 交付の日を 3以内に保険 出すること。	含薬
<u>が</u> 方										
					全て不可	薬品 (ジェネ 可の場合、以				
方	平月		三 月	日		可の場合、以				

ものとすること。